### 電子帳簿等保存制度について

### 中小企業が行なうべき 最低限の準備とは

ことし1月からの導入が直前で仕切り直しとなった電子帳簿等保 存制度ですが、2年間の猶予の間、中小企業はどのような準備を すればよいのでしょうか。最低限の対策について考えます。

入野拓実税理士事務所 税理士

まつわる改正があったためです。

具体例が挙げられています。

係】問4」では、

図表2のような

「電子取引データ保存」に

入 拓 実



### あらまし 電子帳簿保存法の

ション(DX)の推進、経理業務 うえでデータによる保存を認める ことを定めた法律です。 について、一定の要件を満たした デジタル・トランスフォ 電子帳簿保存法とは、 帳簿書類 1 メー

ています。 水準の向上などを目的としてお のデジタル化による生産性や記帳 毎年のように改正が行なわれ

タによる保存の区分は、 電子帳簿・電子書類の 保存

電子帳簿保存法におい

て、

の3つに分けられます (図表1)。 電子取引の取引情報の保存 スキャナ保存

本稿では、

③電子取引の取引情

行なう取引をいいます。

引情報のやりとりを電子データで

そもそも「電子取引」とは、

取

ったそうだ」と話題になりました。 しい」「ところが、2年延期にな 書の紙保存が認められなくなるら いいます)について解説します。 報の保存、 以下、 昨年末あたりに「領収書や請求 夕でやり取りした保存方法 「電子取引データ保存」と つまり、 「請求書等を

しは、次のようなものです。 子取引データ保存の改正のあらま された ことし1月1日から 領収書や請求書をデータで受け

……はずだったが、2年間延 の保存が必須になった 取ったら、紙ではなくデータで

来のままでお咎めなし 2023年12月31日までは、 いまのうちに準備しておこう 電子取引とは? 従

スなどを利用する取引をいいます。 ネットやメール、クラウドサービ 夕でやり取りすることです。 (電子データ交換) つまり、 具体的には、いわゆるE 見積書、 請求書、 注文書などを、 取引、 領収書、 インター D I

# 電子帳簿保存法の改正

昨年末から話題となっていた電

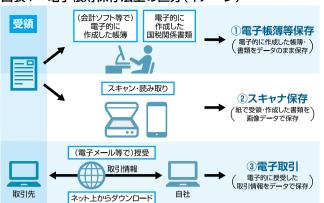
電子取引の概要と

企業実務 2022. 7

簿保存法一問一答【電子取引関

国税庁が公表している「電子帳

電子帳簿保存法上の区分(イメージ) 図表1



出典:国税庁「電子帳簿保存法が改正されました」

### 図表2 電子取引の具体例

- ① 電子メールにより請求書や領収書等のデータ(PDFファイル等)を受領
- ② インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等 のデータ(PDFファイル等)またはホームページ上に表示される請求書 や領収書等のスクリーンショットを利用
- ③ 電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用
- ④ クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払デー スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービス

理

- ⑤ 特定の取引に係るEDIシステムを利用
- ⑥ ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- ⑦ 請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領

ただし、

Þ

む

を得

な

Vi

事

情

が

出典:国税庁「電子帳簿保存法—問一答【電子取引関係】」(令和3年12月)

され て保 による保存は かし、 たの 存して 例 外 いです 的 2021年度税制改正 に認 たように思 廃 8 ĭĿ. てきた出 する 13 と発表 ま 力書 す。

(3)

な、

X 場

1 サ

> や 13

インタ 7

ĺ (1)

小

企業

0

現

13

は、

١<u>,</u>

クラウド

1 ル お

Ė

しスを利

用

この 1 デ 百以 改正 夕 後は、 保 により、 存 :が必須) 紙 で 0 2022年 保 となり 存は一 不可 ŧ 1

引だと思われます

最

も頻

一、繁に

に行なわ

れる電子

取

求

書

領収

書等の

やりとり

面

2021

车 保

度税制改正

紙

で

ത

存が

不

亩

اتا

な

つ

た

月

Ш

ばよい られてい タ保存に 要件を満たさなけ かも、 が 取 わ 消 、ます はさまざまな要件 け 単に L では K デ な あ ŋ る 1 夕 IJ n ŧ ば 保 せ ス ん。 存 ク 青 す が b デ 設 色 n

による保存

Ŕ

外

が的に

に認め

6

れ

H

ました。

ため、

ほ

はとんど

ところが

これまでは

出

力書

面

しプリ

}

クト

す

ること

存

が必要なも

0

いです。

取引は、

原則とし

Ē

デ

1

夕

中

小

企業で

は そ

ブリ 0 例 ア

ŀ

・アウ

١

申

とい 業界や中 費として認 った懸念もあ 小 企業経 め 5 0 れ たため、 理 な 0) (V 現 0 場 は 税 は 理

> (4) 1 0

0

宥恕規定は2023年12

月

## 税制改正 2年間の猶予

ました。 かに運 改正大 月を切 宥恕規定 紙 での のった頃、 保 用 綱 存を可能 が発 すること) (法律を原則 表さ 2022年 とす れ が 設けら より Ź 「 2 年 と

す

か

61 間

0

うちにしっか

備

を進 5

め

7 ま は

13

きましょう。

する必要があ 件を満たし

まだ時

十分に残 ります。

べされ

7

13 ځ

ま

は 制 か

ない 来どおり デー ある タ保存でも、 61 プ リ は、 ント 要件を満 ア ̈́р お Ĺ 経め にたし L なし て 7 保 61

れていなかっ 者が多かった、 あっても対応が間に合わ 由でしょう。 中小企業はもちろ 認知 لح r V がまったくさ K 0 たこと な 61 企 事業 業で

するため

のポ

イン

ŀ

や、

保存

要件

する場合 税務調 ります。 務 ると税 難 は 調査 だったとして、 事 査 時に、 やむを得ない事情に 前 務 時に とい 0 署 申 出 長 や う条件付きで 請 力書 が むを得ず対応 品などは この 認 面 め 経過 0 不要 提 か . う は 出 で 0 あ

応に追われました。 (2022年 度

31

です

から、

2

2 4 年

1日 日まで

「から

0

電子取引

は

保存要

たうえでデ

夕

ア保存を

(3)

かしながら、 施 行まで 残 ゆる -度税 ŋ 間 ĺ

とされたのです 2023年12 月 31 日まで は、 従

> ポ イント ムーズな保存の ため

だけ ここからは、 勝負だと筆者は考えます 手間 回 0 をか 改 正 ï ス ずに 0 ムーズな保存を 対 行なえるか 応 は、 どれ

### について確認 自社の電子取引を確認する していきます

ピ ツ まずは証憑書類をひととおり クア 電子 ップしましょ 取 引に該当するも 確

たとえば (3) (7) くの 中小企業では、 取引が多 いと思 図 11 |表2の ・ます

書をデ 従業員 ス マ ホ アプリやインターネ が タで受領した場 立 て替えた経費 0 ツ 領

· で 運 2024年以 用を 用されるようです。 申 出 る 後に向け と 13 0 たイ た準

適

企業実務 2022. 7

上で備品等を購入した場合とでは高いで注意してください。ますので注意してください。ますので注意してください。上で備品等を購入した場合といるがあります。漏れやすい印象があります。漏れやすい印象があります。

えていると思いますので、注意し場合だけでなく、「送った場合も対象となる」ことです。 対象となる」ことです。

## ②業務フローの設計

をよいでしょう。 最低限、次の2つを定めておく を理をするフローを設計します。 を取引に該当するものをピッ

データの保存場所

管理者

でしょう。できれば、管理はグッと楽になるか。これをシンプルに設計約するか。これをシンプルに設計

そのうえで、管理者は、

- 従来と変わる点
- ・データ保存が必要なもの
- データ化の方法

といったことを社内に周知すると・アップロードの方法

スムーズです。

## クリアするには保存要件を

ます。 電子取引データは、データ保存 はありません。一定の要件を満た したうえで、保存する必要があり したうえで、保存する必要があり

具体的には、

- ・改ざん防止の要件
- ・可視性の要件

があります。の2つについて、クリアする必要

## ① 改ざん防止の要件

かを行なう必要があります。改ざん防止のため、次のいずれ

# ① タイムスタンプの付与

# テムの利用 テムの利用 データの訂正・削除を行なっ

# 務処理規定の備付け ③ 訂正・削除の防止に関する事

実的ではありません。ら、多くの中小企業にとっては現付与は、コストや手間の観点かこのうち、①タイムスタンプの

対応することになるでしょう。か、③の事務処理規定の備付けでかて、②のシステム利用

JIIMA認証を受けているソフトJIIMA認証を受けているリンプト法的要件認 満たしているもの)を導入すれば満たしているもの)を導入すれば はいでしょう。JIIMA公式サイ よいでしょう。JIIMA公式サイ はいでしょう。JIIMA公式サイ

最もおすすめの方法です。
③の事務処理規定の備付けは、

おりに運用していきましょう。がかからないため、多くの中小企業にとっては、この方法によることが現実的だと考えます。とが現実的だと考えます。とが現実的だと考えます。とが現実的だと考えます。

## (2) 可視性の要件

D / ペー ペー、死要を己伐 / ご書頂べてを行なう必要があります。 可視性を確保するため、次のす

- ① システム概要を記載した書類
- ③ 検索機能の確保

# の備付け システム概要を記載した書類

不要でしょう。
ので、多くの中小企業においては
がラムを使用する場合に限ります

ばよいでしょう。

先」で検索できるようにしておけの「取引年月日、取引金額、取引ります。ですから基本的には、a

# ② 見読可能装置の備付け

②のシステム利用については、

一般的な事務環境が整っていれできる状態であればOKです。(オンラインマニュアルで可)をタ、ソフトにこれらのマニュアルアリントに、ディスプレイ、プリン

② ・ 検索幾點) 童呆が問題ないと考えてよいです。

## ) 検索機能の確保

引金額および取引先を検索の条件を満たす必要があります。件を満たす必要があります。の要のです。原則として、次の3つの要のです。原則として、次の3つの要のです。原則として、次の3つの要のです。原則として、

して条件を設定できる 目については、その範囲を指定 り 日付または金額に係る記録項

件として設定できる

c 2以上の任意の記録項目を組 のダウンロードに応じる場合には のダウンロードに応じる場合には のがウンロードに応じる場合には のがウンロードに応じる場合には 要です。さらに、判定期間に係る といる。 基準期間(通常は前々事業年度) の売上高が1000万円以下の場

### 「検索機能の確保」の具体策 図表3

### ファイル名に情報を入れる

例:2024年10月31日に株式会社ABCから110.000円の請求書を受け取った。 +20241031 ㈱ABC 110,000.pdf

### Excelで索引簿をつくる方法

(索引簿の作成例) 受領した請求書等データのファイル名に連番を付けて、 内容については索引簿で管理する。

13HIP OF CLOSKS MACHINES OF				
連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240131	110,000	㈱実務商店	請求書
2	20240210	330,000	日実工務店㈱	注文書
3	20240228	330,000	日実工務店㈱	領収書
4				
5				
6				
7				
8				
		•		

ようか。 いいえ。 要件を

満たしたうえで原

参考にしてみてください。また、 きます。 ットをダウンロードすることもで 国税庁HPから索引簿のフォーマ

ファイル名にこれらの情報を入

の2つがあります。

[税庁が示した方法としては

にもおすすめしています。 導入も楽だと考えており、 報を入れる方法が手早く、 私見としては、ファイル名に情 顧問先 かつ、

### 実務Q&A 電子取引にまつわる

たデータのファイル名に連番を付

具体例を図表3に示したので 内容を索引簿で管理します。 索引簿をつくる場合、受け取

よいでしょう。

書PDFデータのファイル名に、 日付・金額・取引先を記載すると

ファイル名に入れる場合、 Excel で索引簿をつくる

請求

電子帳簿保存法に関して、

質問や、国税庁が公表し ているQ&Aから押さえ が顧客から複数回受けた ておきたいものを抜粋し

す。理解が深まるので、 Q&Aが掲載されていま 引関係】」には、様々な 保存法一問一答 経理担当者は一読するこ とをおすすめします。 このほか、「電子帳簿 【電子取

自体が禁止されたのでし 紙で出力すること

法改正により、

です。 本をデータで保存してあれば、 紙で出力すること自体はOK 别

といった運用方法であっても問題 はありません。 ントアウトしたものを提出する、 ておき、 たとえば、 顧問税理士には紙にプリ 原本はデータ保存し

存は必要なのでしょうか? して取り扱う場合にも、データ保 容が同一で、紙を正本とし 書を受け取り、 データ・紙の両方で請求 いいえ。データと紙の内 紙を正本と

うか? のみで構いません。 に保存すればよいのでしょ メールの場合、 どのよう

て取り扱うのであれば、紙の保存

ばOKです。 は、その添付ファイルを保存すれ てデータの授受がされた場合に 法で保存します。添付ファイルに ・ル自体をPDF化するなどの方 記載されている場合は、 メール本文に取引情報が メ

すべきでしょうか? (税込経理または税抜経理 原則としては、 会計処理

は、税込・税抜のどちらに

検索要件の「取引金額」

そのままでも(税込・税抜が混在 が、データに記載されている金額 に合わせることが望ましいです しても)問題はありません。

どのようにすべきでしょうか? 検索要件の「取引金額」を ない契約書や見積書につい 0円と記載しておいて差 取引金額が定められてい

し支えありません。

ります。 ことをまとめると、 中小企業が最低限やっておくべき なる2024年1月1日までに、 電子取引のデータ保存が必須と 次のようにな

・自社の電子取引をピックアップ 理するためのシンプルな業務フ し、電子取引データを保存・管

保存要件をクリアする「事務処 確保」を行なう 理規定の作成」と「検索機能 ローをつくる

つが課題となります。 検索要件をどう満たすか」の2 ・タをどこに・どう集約するか. 中小企業にとって今回の 突き詰めると「電子取引デ 改正

ていただければと思います。 それら2つに絞って対策を検討し 概要や要件を押さえたあとは

申告サポート、独立起業を得意とする。 YouTube にて、税金・会計にまつわる情報を発信中 いりの たくみ クライアントは個人事業主から中小法人まで多岐に渡り、経営分析、自力